

給水装置所有権取得届

令和 年 月 日

常陸大宮市上下水道事業管理者
常陸大宮市長 鈴木 定幸 様

次のとおり、給水装置を取得したので、常陸大宮市上水道事業給水条例第17条第3項の規定により届け出ます。

給水装置場所	常陸大宮市		
水栓番号			
給水装置の種類	<input type="checkbox"/> 専用給水装置 <input type="checkbox"/> 共用給水装置 <input type="checkbox"/> 私設消火栓		
取得理由	<input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> その他()		
取得年月日	年 月 日		
旧所有者	住所		
	氏名	(取得理由が相続の場合は、旧所有者の押印は必要ありません。) ⑩ (実印)	
新所有者 (届出人)	住所		
	フリガナ		
	氏名	⑩	
	電話番号	(自宅)	
		(携帯)	
使用者 (給水契約者)	<input type="checkbox"/> 新所有者に変更する <input type="checkbox"/> 使用者の変更はしない <input type="checkbox"/> その他()		

- (注) 1. 相続により所有権を取得した場合は、新所有者(届出人)は登録印をもって押印し、印鑑証明書を添付すること。
2. 売買又は贈与等により所有権を取得した場合は、旧所有者の登録印を押印し、印鑑証明書を添付すること。ただし、所有権の移転が確認できる書類(土地売買契約書の写し又は土地登記簿謄本等)を添付することで、旧所有者の登録印の押印及び印鑑証明書の添付を省略することができる。
- 旧所有者の登録印の押印及び印鑑証明書の添付が困難な場合には、新所有者(届出人)は登録印をもって押印し、印鑑証明書を添付すること。
3. 記載事項に関する一切の責任は、新所有者(届出人)が負うものとし、所有権の取得に係る紛議が生じた場合には、当事者間で解決するものとする。